(別紙1)

令和6年度行政手続デジタル化推進業務委託企画提案コンペ参加仕様書

1 概要

本仕様書は、三重県(以下「本県」という。)の「令和6年度行政手続デジタル化推進業務委託企画提案コンペ参加仕様書(以下「本業務」という。)」の提案に関し、必要な仕様を定めるものである。

2 本業務の目的

行政手続における、「必要な情報の入手に時間がかかる」、「手続を行う際に窓口に出向く必要がある」、「何度も同じ書類の添付を求められる」といった不便さを解消し、利用者の満足度を高めるとともに、職員が行う行政手続の事務処理等に対する業務負担軽減及び時間削減を図るため、行政手続のデジタル化を強力に推進する必要がある。

本委託業務では、業務フローの見直しなどを行ったうえ、利用者が手続を行いやすい申込様式 等を整備する支援に取り組むことで、利用者及び職員の双方にとって利便性のある、行政手続の デジタル化を推進することを目的とする。

- 3 委託業務の内容(詳細は別紙仕様書のとおり)
- (1) 委託業務名 令和6年度行政手続デジタル化推進業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和7年3月21日(金)までとする
- (3) 業務内容 令和6年度行政手続デジタル化推進業務委託業務仕様書のとおり

4 契約上限額

10.164.000円(消費税及び地方消費税を含む)

5 参加条件

- (1) 企画提案コンペ参加資格
 - ① 本企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ② 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 最優秀提案者資格
 - ① 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ② 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(3) その他

共同体での参加も可能とするが、その場合は当該共同体の構成員が単独で参加することはできない。なお、各構成員は、(1)及び(2)の条件を全て満たすこと。

6 企画提案コンペの参加意思表示

企画提案コンペに参加を希望する者は、次のとおり参加資格確認申請書を提出してください。

- (1) 提出書類
 - ① 令和6年度行政手続デジタル化推進業務委託企画提案コンペ参加資格確認申請書 (第1号様式)
 - ② 上記①の添付書類 1部

(三重県入札参加資格者名簿への登録状況や、支店または営業所等への委任の有無などによって添付する資料が変わりますので申請書様式を十分ご確認ください)

- ③ 共同事業体協定書兼委任状(第4号様式)(複数社から成る組織による参加の場合) 構成する事業者のそれぞれについて、合わせて組織の規定・会則(コピー・スキャン可)を提 出すること。
- (2) 提出期限

令和6年6月6日(木) 12 時まで

- (3) 提出場所
 - 三重県津市広明町13番地
 - 三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課デジタル県庁推進班

提出方法

上記提出先に持参または郵便もしくは民間事業者による信書便にて提出すること。ただし、 押印を省略した場合は、電子メールにより提出することも可とする。

なお、郵便もしくは民間事業者による信書便または電子メールにより提出する場合は、提 出期限までに電話で「21 連絡先」に受理の確認をすること。

また、持参により提出する場合は、事前に電話で「21 連絡先」に持参する日時の連絡を行うこと。

(4) 企画提案コンペ参加者の資格審査及び結果通知

提出された上記6(1)等により、資格審査を行います。資格審査の結果は、令和6年7月3日 (水)17 時までに電子メールで通知します。

- 7 企画提案資料の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限

令和6年6月24日(月) 17 時まで

(2) 提出先

下記21 に示す所属

(3) 提出方法

上記提出先へ持参または郵便もしくは民間事業者による信書便にて提出すること。ただし、 押印を省略した場合は、電子メールでの提出も可とする。

なお、郵便もしくは民間事業者による信書便または電子メールにより提出する場合は、提出 期限までに電話で「21 連絡先」に受理の確認をすること。

また、持参により提出する場合は、事前に電話で「21 連絡先」に持参する日時の連絡を行うこと。

8 提出を求める企画提案資料及び提出部数 別紙「提出を求める企画提案資料」のとおり

9 最優秀提案の選定方法

別に設置する「令和6年度行政手続デジタル化推進業務委託企画提案コンペ選定委員会」が、次に示す選定要領に基づき審査し最優秀提案を選定します。なお、「(2)企画性①」「(4)業務遂行能力」の項目については、配点を2倍とします。

(1)合目的性

委託業務の趣旨を理解し、具体的な提案となっているか。

(2)企画性①

業務目的を達成するために、独自のアイデアが盛り込まれ、実現可能な提案内容になっているか。

(3)企画性②

業務目的を達成するために、効率的かつ効果的に企画内容となっているか。

(4)業務遂行能力

業務の実施体制は十分か。業務の実施に資する技術的知見や実績を有し、当該業務を 最後まで遂行する能力があると判断できるか。業務スケジュールは適切か。

(5)経済性

業務の実施について、十分な効果が期待できる適正な見積り、費用対効果の高い内容となっているか。

10 プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。実施時期及び場所、形態は、次のとおりである。

- ・時期:令和6年7月2日(火)を予定
- ・場所:Web 会議システム(Zoom)
- ・形態:Web 会議システム(Zoom)によるリモート形式とし、画面共有機能による投影と提出 済みの企画提案書との併用で行う。

ただし、提案者が多数の際は、選定委員会で事前に書面審査を行い、優秀提案者を5者選定 したうえで、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施する場合がある。

提案者が多数の場合の書類審査の結果を提案したすべての者に令和6年6月27日(木)17時までに電子メールで連絡する。

また、プレゼンテーションの参加者に、実施日時、Web 会議システムの接続に必要な URL、パスワード等について、令和6年6月27日(木)17時(予定)までに電子メールで連絡する。

さらに、プレゼンテーションの実施に先立ち、Web 会議システムの接続テストを令和6年7月 1日(月)(予定)に行う。接続テストに必要な URL、パスワード等については、令和6年6月27日 (木)17時(予定)までに、電子メールで連絡する。

プレゼンテーションにおける説明は、8 で提出のあった企画提案資料により行うものとする。 なお、提出済みの企画提案書と画面共有機能で投影する資料について、内容の差異や追加 記述は認めない。もし内容差異や追加記述があった場合は、提出済みの企画提案書の内容に より審査・選考を行う。

また、プレゼンテーションを行った者は本委託業務に従事することとする。

11 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

本件に関する質問(企画提案の手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の企画提案及び契約に関する一切の事項)がある場合は、次のとおり文書により行ってください。

(1) 質問の受付期限

公告の翌日から令和6年5月30日(木)12時まで(必着)

(2) 質問の方法

質問は、文書(別紙様式)にて行い、ファクシミリ又は電子メールにて提出し、必ず 21 の担当 所属まで電話により着信の確認を行うものとする。

なお、質問文書には、事業者名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話等、電子メールアドレスを明記すること。

(3) 質問の提出先

下記21に示す所属

(4) 質問に対する回答

受付した質問に対する回答は、令和6年6月4日(火)17時までに、原則、三重県ホームページに掲載します。

なお、質問提出の有無に関わらず、企画提案書等提出前には質問内容に対する回答ページを ご確認ください。

(5) その他

本件の条項その他に関し疑義がある場合は、下記21 に示す所属に説明を求め、十分ご承知おきください。企画提案コンペ後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

12 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

13 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者にあっては、上記12の通知を受けた後に、以下の書類を各1部ずつ提出していただきます。

(1) 提出書類

- ① 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し。
- ② 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、県税についての「納税確認書」

(三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し。

(2) 提出期限 別途通知します。

(3) 提出場所 下記21 に示す所属

(4) 提出方法

郵便もしくは民間事業者による信書便または持参または電子メール

- 14 契約方法に関する事項
- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法(平成 14 年 法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第 199 条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第 75 条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする 契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合がありま す。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
- (4) 契約は、三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課において行います。
- 15 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

- 16 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期 契約条項の定めるところによります。
- 17 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限ります。
- 18 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下、「暴力団等排除措置要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格

停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、暴力団等排除措置要綱第6条の規定に基づき、契約を解除することができるものとします。

- 19 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
- (1) 受注者は、契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下、「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ③ 発注所属に報告すること。
 - ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除措置要綱第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

20 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する経費は、提案者が負担するものとします。
- (2) 成果物の著作権は業務仕様書に記載のとおりとします。
- (3) 提出のあった企画提案資料は返還しません。
- (4) 報告書の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (5) 応募書類等に記載された個人情報については、当業務委託の目的以外の目的で使用すること はありません。
- (6) 企画提案書等提出された書類は、三重県情報公開条例(平成 11 年三重県条例第 42 号)に基づき、情報公開の対象文書となります
- (7) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (8) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格 停止を行うことがあります。
- (9) 当該企画提案コンペの参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、本参加 仕様書等に基づき適正な企画提案を行わなければなりません。
- (10) 契約の相手方となった場合には、業務仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を 履行しなければなりません。
- (11) 契約締結権者は、三重県会計規則(以下、「規則」という)第80条第1項各号又は第2項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- (12) 契約締結権者は、受注者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第 81 条に基づき、同条第 1 項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収します。
- (13) 契約締結権者は、受注者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第 82 条に基づき、違約金を徴収します。

(14) その他仕様書に記載がない事項については、規則の定めるところによります。 規則については下記の URL からご参照ください。

https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrMjF01/init?jctcd=8A85924EFA (リンク先の「三重県法規集データベース」にて、「三重県会計規則」を検索してください。)

21 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課デジタル県庁推進班 中村、佐伯

TEL: 059-224-2796 E-mail: it@pref.mie.lg.jp